

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によつて、藤井川沿岸土地改良区の定款変更を令和六年四月二十三日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの認可の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

令和六年五月九日

広島県東部農林水産事務所長 横 山 広 志